

THE ANNUAL REPORTS OF ACTIVITIES

京都信用保証協会レポート



2016



理事長 麻生 纯

ごあいさつ

平素は、京都信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の事業活動および経営計画等を掲載したディスクロージャー誌 「京都信用保証協会レポート2016」を作成いたしました。ぜひご一読いただき、当 協会の取組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、最近の京都府内の経済情勢は、緩やかな回復基調にありますが、中小企業 においては、まだまだ厳しい状況にあります。

このような中、当協会におきましては、行政、金融機関、関係機関等と密接に連携し、信用保証の推進に鋭意取組んでまいりました。

さらに保証のみならず、当協会の職員がお客様である中小企業をお訪ねして課題 や悩みをお聞きしながら、必要に応じて中小企業診断士等の外部専門家を当協会の 全額負担で派遣する「京都バリューアップサポート事業」にも力を入れてまいりました。

昨年度は、2,000社以上を訪問し、その内200社以上に外部専門家を派遣し、利用されたお客様から大変喜んでいただきました。今後も中小企業の皆様が意欲と能力を存分に発揮し、企業価値を向上させるお手伝いができるよう、保証だけでなく経営のサポートも積極的に行ってまいります。

また、「地方創生」の時代に重要な役割を担う当協会の4支所の機能強化が必要であると考え、そのモデルとして旧宇治支所事務所を移転し、新たに京都府南部・山城地域の「総合的支援機関」の拠点として「山城支所」を施設整備いたしました。今後、地域の行政、金融機関、関係機関との連携をさらに強めてまいります。

これからも、当協会は、地域社会から一層信頼されるよう関係機関とのコーディネート役を果たしながら、中小企業・小規模事業者の様々なニーズに合った支援を 展開してまいりますので、引き続きご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

CONTENTS

あ	な	た	の	企	業	D
	員	تا				

■ 経営理念
■ 協会の概要
■ 中期事業計画・年度経営計画について (
■ 平成27年度の主な取組み (
■ 信用保証の実績
■ 平成27年度事業報告 … 18
■ 広報活動 23
■ 信用補完制度について 26
■ 信用保証の概要 28
■ コンプライアンス態勢
■ 役員構成 ······ 4(
■ 組織機構図 4
■ 本所・支所のご案内 42

経営理念

1. 中小企業金融の円滑化

京都信用保証協会は、中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、中小企業の経営基盤の安定強化に寄与するため、中小企業金融の円滑化に努めます。

2. 健全な業務運営と経営基盤の確立

京都信用保証協会は、「公平・平等・公正」を業務の基本とし、健全な業務運営を行うとともに、自らの経営の合理化・効率化に努め経営基盤の確立を図ります。

3. 社会的責任と公共的使命

京都信用保証協会は、信用保証を通じ府内中小企業の経営基盤の安定と強化ならびに事業の発展に寄与し、豊かな伝統と文化に支えられた京都の産業振興と経済発展に貢献すべき公共的使命があり、その社会的責任を果たすべく日々努力をいたします。

表紙 / 京都府では、京都の魅力を発信する「もうひとつの京都」キャンペーンとして、昨年度は京都府北部地域の「海の京都」、本年度から中部6市町における「森の京都」、翌年度を南部地域の「お茶の京都」のターゲットイヤーとしています。

今年度の表紙は、「海・森・お茶」の他に京都市内をイメージしたイラストを組み合わせ、京都が持つ豊かな自然や観光資源を表現しました。

が協会の概要

◆ 概 要

平成28年3月31日現在

名 称 京都信用保証協会

設立認可 昭和14年8月1日

根 拠 法 律 信用保証協会法

役 員 構 成 京都府・京都市・府下市町村の代表者、金融機関の代表者、業界団体の代表者等

所 在 地 京都市右京区西院東中水町17番地(京都府中小企業会館内)

基本財産 498億円

基 金 76億円 (国、役員構成機関からの出捐金および負担金) 基金準備金 422億円

利用企業者数 27,423企業

事 **業 規 模** 保証承諾額 (平成27年度) 12,086件

2,268億円

保証債務残高 53,692件

7,872億円

役職員数 常勤役員 5名(非常勤役員16名)

職 員 158名

◆ 創立からのあゆみ

昭和14年 4月27日 社団法人京都信用保証協会設立総会開催

昭和14年 8月 1日 社団法人京都信用保証協会設立認可

昭和14年 8月31日 社団法人京都信用保証協会設立登記完了

昭和14年 9月 6日 業務開始

所在地 京都市下京区四条通東洞院西入長刀鉾町33 富国会館内

昭和25年 3月25日 本所事務所移転

所在地 京都市中京区東洞院通錦小路下る阪東屋町675-2

昭和30年 7月26日 信用保証協会法に基づく特殊法人の設立認可

昭和30年 7月29日 信用保証協会法に基づく特殊法人の設立転移の登記完了

昭和30年 8月 1日 本所事務所移転

所在地 京都市中京区三条通高倉西入菱屋町51

昭和49年 9月 2日 本所事務所移転

所在地 京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館内

 昭和50年 3月
 保証債務残高1,000億円突破

 平成 9年12月
 保証債務残高5,000億円突破

平成21年 9月 保証債務残高1兆円突破

平成26年 9月 6日 創立75周年を迎える

中期事業計画・年度経営計画について

◆ 第4次中期事業計画 (平成27年度~平成29年度)

京都信用保証協会は、厳しい経営環境にある地域の中小企業者等の事業維持・発展を最優先にした取組みを 進め、保証利用企業への寄り添った伴走支援を強化します。また、関係機関と連携し、オール京都体制で「金融と経営の総合支援サービス」の推進を図って参ります。

コンプライアンス態勢については一層の推進を図り、計画の実現のため風通しの良い職場環境作りと人材育成を進めていきます。

以上を踏まえ、平成27年度から29年度までの3ヵ年間における業務上の基本方針として、以下に掲げる事項を主要項目として積極的に取組んで参ります。

1

企業に寄り添った「金融と経営の総合支援サービス」の推進

- (1) 中小企業者等のライフステージに応じた経営支援の推進
- (2) 適正保証及び各種保証制度の推進
- (3) 広報活動の充実

2

債権管理の合理化・効率化

- (1) 求償権先の実態に応じた債権管理業務
- (2) 効率的で効果的な債権管理業務

3

コンプライアンス態勢の一層の推進とガバナンスの強化

4

働きがいのある職場環境作りと人材育成

5

利便性向上を目指した環境整備

中期事業計画・年度経営計画について

◆ 平成28年度経営計画

1. 業務環境

(1) 京都府の景気動向

京都府の景気動向は、日銀等の発表によると政府の各種政策効果などを背景に回復基調にあります。特に観光については、年度前半の円安効果を背景にインバウンド消費が好調に推移しています。

製造業の生産活動は、電子部品・デバイスが、スマートフォン向けの一部に新興国経済の減速を受けた弱めの動きがみられるものの、総じてみればフル稼働を継続しています。一般・精密機械は、半導体関連で増勢が鈍化しているものの、自動車向けは高操業を維持し、輸出も増加しています。和装関連については低水準の生産が続いています。

また、設備投資は、製造業を中心に需要増加や新製品導入を背景に能力増強・更新投資等を計画する先がみられており、新規出店や改装等を計画する非製造業と共に前年度を上回って推移しています。一方で、公共投資は緩やかに減少しています。

(2) 中小企業を取り巻く環境

政府の金融・財政政策等による効果を背景に景気回復の裾野は広がっていますが、中小企業・小規模事業者においては景気回復の実感が十分に行き渡っていない状況にあります。

また、中小企業者等の多くは為替変動のメリット面を享受しておらず、原材料を海外から独自調達している企業では、コストアップの価格転嫁など先行きについては厳しい状況が続いています。

2. 業務運営方針

このような状況のなかで、当協会は府内中小企業者等の事業維持・発展のため、行政機関、金融機関、関係機関等と密接に連携しオール京都体制により、これまで以上に中小企業者等に寄り添った伴走支援を行い、地方創生・地域活性化に向けて貢献します。

そして、企業のライフステージに応じた創業支援・経営支援・再生支援等を行うなど、中小企業者等の目線に立った質の高い「金融と経営の総合支援サービス」を提供し企業の事業維持・発展を力強く後押しします。

また、債権管理については、引続き効率的・効果的な取組みに努めます。

コンプライアンス及び危機管理態勢については一層の強化を図り、より信頼される保証協会を目指すとともに、風通しの良い職場環境作りと人材育成を進めます。

平成28年度は次の事項を主要項目として取り組んで参ります。

(1) 金融と経営の総合支援サービスの推進

- ①地域金融機関を積極的に訪問し、企業の課題を解決する金融支援や経営支援を当協会から提案する「提 案型保証推進」を実施します。
- ②行政機関、金融機関、関係機関等との連携を図り、創業者に寄り添った創業支援を強化するとともに、事業承継支援の充実を図ります。
- ③平成27年度に実施した「条件変更先等訪問プロジェクト」により訪問した中小企業者等に対して、本格的に経営改善に取組もうとする企業の経営支援を行います。
- ④中小企業診断士等と連携した専門家派遣事業「京都バリューアップサポート」を活用し、保証後の継続的なフォローアップ、積極的な再生支援等の取組みにより中小企業者等の経営改善を支援します。
- ⑤京都府、京都市協調融資制度を保証推進の柱とし、政策保証や金融機関との提携保証の推進を図ります。

(2)債権管理の合理化・効率化

- ①代位弁済後、速やかに求償権先の実態把握に努め、回収可能性の早期見極めと進捗管理の徹底により、 状況に応じた債権管理を行います。
- ②事業継続及び再生が見込める求償権先について再生支援を推進します。
- ③管理事務停止や求償権整理を推進するなど、合理的かつ効率的な債権管理に努めます。

(3) コンプライアンス態勢の一層の推進とガバナンスの強化

- ①公的機関として健全で透明性の高い業務を行うために、コンプライアンス態勢の充実・強化を図ります。
- ②公平・平等・公正な審査を徹底し、反社会的勢力等の介入については、関係機関と緊密な連携を図り 徹底排除します。
- ③内部統制システムの充実・強化を図り、適正な業務運営を確保します。

3. 保証承諾等の見通し

平成28年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下の通りです。

項目	金額	前年度計画比		
保証 承諾	2,100億円	100.0%		
保証債務残高	7,200億円	91.7%		
代 位 弁 済	200億円	90.9%		
回 収	37億円	97.4%		

平成27年度の主な取組み

◆ 創業支援の取組み

行政・金融機関・関係機関等との連携を図り、創業支援に積極的に取り組みました。

○創業セミナーの開催

平成27年10月2日、当協会主催としては初めてとなる創業セミナーを開催しました。

当日は21名の参加があり、講師による資金調達や税務会計に関するセミナーに加え、当協会から信用保証制度や専門家派遣事業「チャレンジ」創業バリューアップサポートなどを説明しました。





(新聞広告)

○創業チャレンジ窓口の設置について

創業予定の方や創業して間もない方の専任窓口として「創業チャレンジ窓口」を業務部経営相談課内に設置しました。お客様ごとの担当者が創業に関するご相談に応じています。





平成27年度の創業に係る保証利用は、制度融資の保証料引下げ等の効果もあり101件(前年度比187.0%)4億72百万円(同175.6%)と大幅に増加しました。

また、創業計画策定等を支援する「チャレンジ」創業バリューアップサポートは、年度内に10企業(チャレンジ I) の支援が完了しました。

今後も、積極的に創業支援に取り組んでまいります。

◆ 経営支援の取組み

オール京都による統合型中小企業支援モデルのもと、中小企業者等に寄り添った経営支援に取り組んでいます。

○お客様訪問プロジェクト

当協会職員が事業所を訪問し、お客様と面談のうえ事業の業況把握等に努めました。

平成27年度は、訪問目標2,000社に対して目標を大きく上回る2,180社を訪問し、たくさんのお客様の"生の声"を聴くことができました。

また、お客様の経営課題や悩みに対して、中小企業診断士等の外部専門家を派遣し伴走支援を行う、専門家派遣事業についても申込目標200社に対して、239社から申込いただきました。

○京都バリューアップサポート

【京都バリューアップサポート派遣メニュー別完了実績】

メニュー	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
フルサポート	34	78	41	126	279
ワンデイサポート	25	25	11	83	144
プラスサポート		3	19	22	44
スーパーサポート				42	42
チャレンジ (I・Ⅱ)			5	10	15
合計	59	106	76	283	524

京都バリューアップサポートは、経営に悩みを抱える企業に対する無料の専門家派遣事業です。平成24年8月の開始から500社を超えるお客様にご利用いただきました。

【京都バリューアップサポート概要】

名	称	派遣内容
	フルサポート	専門家が深堀りしながら経営のアドバイスを行います。最終回は、専門家から企業様への報告会として取引金融機関も参加のうえ、提案内容を共有します。 【派遣回数:最大5回】
京都 バリューアップ	ワンデイサポート	事前の面談でお伺いした経営の悩みに対して、専門家がピンポイントでアドバイスします。【派遣回数:1回】
サポート	プラスサポート	ワンデイサポートやフルサポートを受けていただいた企業様に対して、実施後に再度専門家がお伺いします。【派遣回数:最大3回】
	スーパーサポート	経営診断や専門家派遣後のモニタリング支援等について、専門家がアドバイスを行います。【派遣回数:最大12回】
創業	チャレンジ [創業予定者が創業セミナー等で作成された創業計画書のブラッシュアップを行います。【派遣回数:5回程度】
バリューアップ サポート	チャレンジⅡ	創業から3年間のモニタリングにより、事業が軌道に乗るようサポートします。 【派遣回数:6回程度(年に2回程度)】

○経営改善計画策定サポート(費用補助)

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善計画を策定された中小企業者を対象に、計画策定費用の1/6(最大20万円)を補助しています。

平成27年度は179企業に対して費用補助を行いました。

平成27年度の主な取組み

◆ 再生支援の取組み

業況不振に陥った中小企業者を一社でも多く再生させるため、京都府・京都市協調の中小企業再生支援資金 (旧中小企業再生支援融資)の活用等により積極的に再生支援に取り組みました。

1. 中小企業再生支援協議会二次対応企業に対する協会関与(平成28年3月末)

(金額単位:百万円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合 計
保証承諾 企業数	0	10	14	18	11	17	20	15	17	49	68	51	20	310
条件変更 企業数	0	0	0	0	1	0	1	1	1	15	34	49	21	123
第二会社 方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
合 計	0	10	14	18	12	17	21	16	18	64	102	101	42	435
従業員数	0	485	636	1,211	363	979	1,382	645	1,142	1,966	3,948	4,456	1,648	18,861
保証件数	0	24	43	55	28	37	64	59	51	129	158	91	32	771
保証承諾額	0	1,755	3,075	4,479	2,672	3,234	5,640	3,607	3,902	8,850	10,341	4,919	1,580	54,055

2. 京都府・京都市協調中小企業再生支援資金(平成17年4月創設~平成28年3月末)

(金額単位:百万円)

											(======	- m/313/
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合 計
企業数	93	66	52	59	55	74	64	78	109	86	41	777
従業員数	4,686	2,095	1,983	1,970	2,453	2,137	1,798	1,503	1,701	1,288	642	22,256
保証件数	179	139	99	147	178	215	185	236	266	186	114	1,944
保証承諾額	16,673	11,043	9,541	12,387	16,777	20,311	14,681	16,509	17,629	10,550	5,977	152,078

再生支援にかかる平成27年度の保証実績

京都府中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了案件(二次案件)に対する当協会の保証承諾は、42企業15億80百万円で、引き続き全国1位となりました。

中小企業再生支援資金による再生の取組みは41企業59億77百万円の保証実績となりました。この結果、再生企業の従業員642名の雇用維持が図れ、地域経済に対して大きく貢献することができました。

再生企業に対しては、保証取組み後も金融機関と連携し、モニタリング等のフォローアップを行うことにより、再生計画達成に向けた支援を行っていきます。

◆ 地域貢献への取組み

○ボランティア清掃活動

平成27年9月5日、協会職員有志31名が日本三景の1つ天橋立にてボランティア清掃活動を行いました。当日は天候にも恵まれ、約1時間をかけて85袋の落ち葉を回収することができました。

今後もこのような活動を継続させ、微力ながら地域貢献に努め ていきます。



信用保証の実績

◆ 最近5年間の保証状況

保証承諾

(単位:百万円・%)

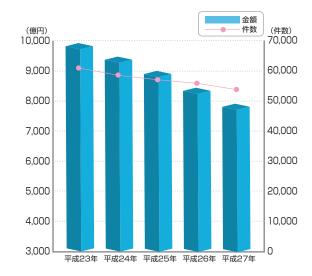
左莊	//七米/5	☆茄	
年度	件数	金額	前年度比
23	14,976	312,924	61.6
24	14,113	305,724	97.7
25	13,182	268,586	87.9
26	12,016	220,030	81.9
27	12,086	226,799	103.1



保証債務残高

(単位:百万円・%)

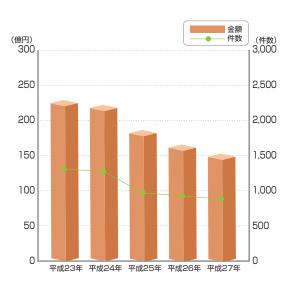
年度	件数	金額	
			前年度比
23	60,821	991,976	97.2
24	58,420	946,249	95.4
25	56,940	898,056	94.9
26	55,761	841,067	93.7
27	53,692	787,245	93.6



代位弁済

(単位:百万円・%)

年度	件数	金額	
平 反	1十女人	並領	前年度比
23	1,302	22,617	90.2
24	1,274	21,918	96.9
25	968	18,307	83.5
26	922	16,204	88.5
27	880	14,902	92.0



信用保証の実績

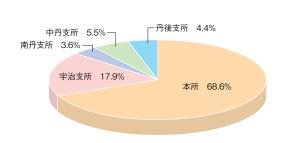
◆ 平成27年度 本支所別

保証承諾

(単位:百万円・%)

区分		件数	金額			
运 刀				IT奴	江台只	前年度比
本			所	7,648	155,674	102.6
宇	治	支	所	2,481	40,692	100.4
南	丹	支	所	546	8,198	105.2
中	丹	支	所	809	12,362	114.2
丹	後	支	所	602	9,873	107.8
合			計	12,086	226,799	103.1

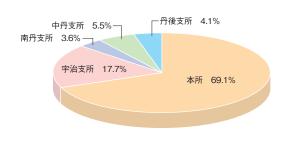
構成比(金額)



保証債務残高

(単位:百万円・%)

区分		件数	金額			
四四				IT奴	並誤	前年度比
本			所	35,269	543,853	93.2
宇	治	支	所	10,000	139,567	93.5
南	丹	支	所	2,283	28,282	94.3
中	丹	支	所	3,281	43,083	96.8
丹	後	支	所	2,859	32,460	95.2
合			計	53,692	787,245	93.6



代位弁済

(単位:百万円・%)

	区分		件数	金額		
				11.500		前年度比
本			所	639	11,077	92.2
宇	治	支	所	156	2,848	98.2
南	丹	支	所	10	174	60.6
中	丹	支	所	36	402	76.0
丹	後	支	所	39	401	83.8
合			計	880	14,902	92.0



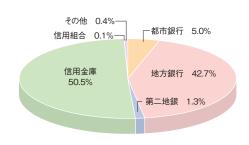
◆ 平成27年度 金融機関群別

保証承諾

(単位:百万円・%)

区分				件数	金額	前年度比
都	市	銀	行	399	11,287	80.2
地	方	銀	行	4,773	96,874	102.1
第	=	地	銀	139	3,021	143.5
信	用	金	庫	6,694	114,520	106.3
信	用	組	合	29	239	117.0
そ	そ の		他	52	858	80.8
合			計	12,086	226,799	103.1

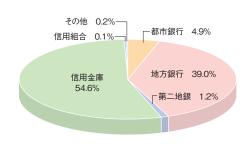
構成比(金額)



保証債務残高

(単位:百万円・%)

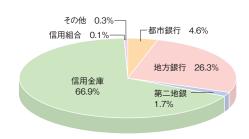
	区分		件数	金額		
		<i>)</i>		IT奴	亚钒	前年度比
都	市	銀	行	2,015	38,965	88.5
地	方	銀	行	19,679	306,849	94.0
第	=	地	銀	641	9,170	87.1
信	用	金	庫	31,023	429,626	94.0
信	用	組	合	109	681	97.4
そ	の		他	225	1,955	95.4
合			計	53,692	787,245	93.6



代位弁済

(単位:百万円・%)

区分		件数	金額			
						前年度比
都	市	銀	行	36	690	105.7
地	方	銀	行	272	3,922	68.5
第	=	地	銀	21	253	347.9
信	用	金	庫	543	9,975	102.5
信	用	組	合	4	10	354.7
そ	の		他	4	52	338.3
合			計	880	14,902	92.0



信用保証の実績

◆ 平成27年度 資金使途別

保証承諾

(単位:百万円・%)

	区分			件数	金額	
区万		一十女人	並织	前年度比		
運	転	資	金	10,922	213,402	103.3
設	備	資	金	471	4,216	118.5
運	転·	設	備	693	9,181	92.4
合			計	12,086	226,799	103.1

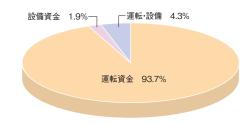
構成比(金額)



保証債務残高

(単位:百万円・%)

	区分			件数	金額	前年度比
						刊十反比
運	転	資	金	48,326	737,930	93.5
設	備	資	金	2,394	15,235	93.2
運	転・	設	備	2,972	34,080	97.0
合			計	53,692	787,245	93.6



代位弁済

(単位:百万円・%)

	区分		件数	金額		
			ITX	红色具	前年度比	
運	転	資	金	821	14,343	92.0
設	備	資	金	25	239	109.8
運	転·	設	備	34	320	81.9
合			計	880	14,902	92.0



◆ 平成27年度 制度別

保証承諾

(単位:百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
あんしん借換資金 セーフティネット枠	919	28,631	93.2
おうえん資金	3,142	16,928	123.8
一 般 資 金	2,681	54,385	109.3
あんしん借換資金 緊 急 枠	1,196	29,042	647.2
その他制度融資	1,182	17,735	60.5
提 携 保 証	1,868	54,420	96.3
一般・その他	1,098	25,657	72.1
合 計	12,086	226,799	103.1

提携保証は、スーパータイムリー、京力サポート、ネクストの合計

保証債務残高

(単位:百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
あんしん借換資金 セーフティネット枠	17,599	273,384	81.0
おうえん資金	10,164	36,738	103.8
一 般 資 金	6,661	111,315	110.2
あんしん借換資金 緊 急 枠	1,760	34,596	246.2
その他制度融資	5,418	118,700	92.8
提 携 保 証	6,524	121,369	100.8
一般・その他	5,566	91,142	87.0
合 計	53,692	787,245	93.6

提携保証は、スーパータイムリー、京力サポート、ネクストの合計

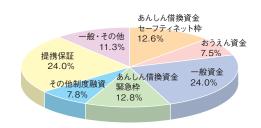
代位弁済

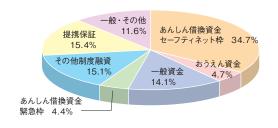
(単位:百万円・%)

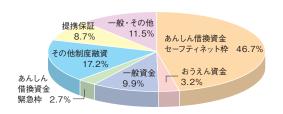
区分	件数	金額	前年度比
あんしん借換資金 セーフティネット枠	309	6,963	77.4
おうえん資金	133	480	108.8
一 般 資 金	93	1,479	92.6
あんしん借換資金 緊 急 枠	33	404	75.9
その他制度融資	87	2,567	183.7
提 携 保 証	88	1,301	85.4
一般・その他	137	1,707	99.3
合 計	880	14,902	92.0

提携保証は、スーパータイムリー、京力サポート、ネクストの合計

構成比(金額)







信用保証の実績

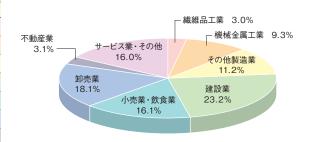
◆ 平成27年度 業種別

保証承諾

(単位:百万円・%)

区分	件数	金額	
四月	IT奴	並织	前年度比
繊維品工業	358	6,765	113.2
機械金属工業	794	21,147	111.2
その他製造業	1,227	25,471	97.9
建 設 業	3,015	52,658	104.8
小売業・飲食業	2,380	36,600	101.2
卸 売 業	1,741	40,997	96.9
不 動 産 業	470	6,979	104.4
サービス業・その他	2,101	36,183	107.6
合 計	12,086	226,799	103.1

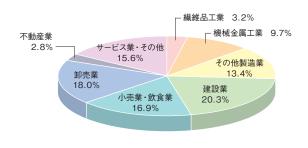
構成比(金額)



保証債務残高

(単位:百万円・%)

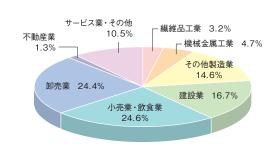
区分	件数	金額	前年度比
繊維品工業	1,878	25,107	91.1
機械金属工業	3,799	76,615	92.9
その他製造業	5,999	105,620	92.6
建 設 業	11,911	160,101	95.4
小売業・飲食業	11,238	133,314	93.2
卸 売 業	7,603	141,425	92.4
不 動 産 業	2,142	22,000	91.4
サービス業・その他	9,122	123,064	95.3
合 計	53,692	787,245	93.6



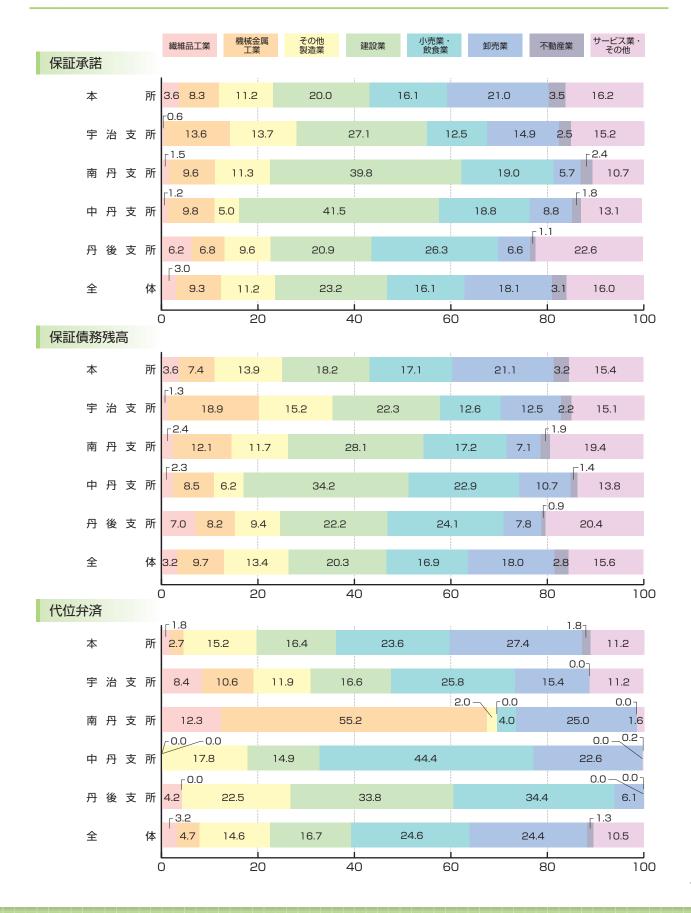
代位弁済

(単位:百万円・%)

区分	件数	金額	
区儿	计数	亚钒	前年度比
繊維品工業	37	478	94.5
機械金属工業	32	697	34.3
その他製造業	97	2,183	150.4
建 設 業	168	2,487	71.1
小売業・飲食業	239	3,669	102.4
卸 売 業	180	3,630	102.6
不 動 産 業	20	199	48.7
サービス業・その他	107	1,559	131.6
合 計	880	14,902	92.0



◆ 本支所別の業種構成比(金額)



信用保証の実績

◆ 創立以来の事業概況

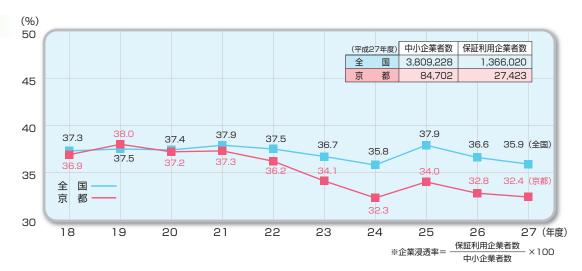
(単位:百万円)

<i></i>	保証	承諾	保証債	務残高	代位	<u></u> 弁済	求償権回収		求償権	章位:日万円) 養高
年度	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
14~平成元	567,377	2,591,244	40,754	298,060	35,204	101,121	20,068	62,036	729	502
2	18,132	239,049	40,919	346,298	289	1,084	964	4,912	384	312
3	19,574	221,331	42,534	367,478	467	4,069	717	2,945	262	653
4	21,945	240,716	45,900	389,933	936	10,843	660	3,040	544	2,371
5	23,505	237,078	51,328	423,054	991	9,409	663	3,284	789	3,758
6	23,278	246,410	56,431	434,420	1,064	7,731	650	4,370	655	2,425
7	24,300	262,594	60,562	450,862	1,217	8,147	679	5,134	290	1,423
8	27,010	281,838	66,001	476,977	1,184	8,280	729	4,794	286	1,484
9	29,355	310,796	70,937	512,654	1,549	10,329	636	5,401	529	2,101
10	43,801	596,054	87,123	802,281	1,795	12,592	838	6,469	514	2,771
11	31,790	454,906	93,180	880,312	2,261	19,800	828	7,777	704	4,869
12	30,614	490,554	92,655	869,743	3,236	28,291	794	9,958	1,059	8,298
13	26,358	341,985	92,300	827,226	3,687	32,059	979	11,840	1,350	7,289
14	27,545	413,895	87,673	779,430	3,480	28,752	872	10,662	1,396	6,847
15	32,377	488,847	79,023	792,148	2,614	19,327	882	10,718	859	5,944
16	29,549	420,772	80,085	830,231	2,089	15,296	724	8,056	667	4,502
17	24,711	394,836	77,207	834,778	1,763	15,438	616	7,456	663	4,887
18	22,291	352,144	75,531	821,057	1,759	16,125	530	6,168	735	5,395
19	22,889	364,511	74,644	820,502	1,756	18,199	556	5,826	820	5,812
20	30,515	663,866	67,187	955,345	2,151	25,137	491	4,779	1,063	8,238
21	24,796	527,089	65,374	1,022,255	1,771	25,782	441	4,755	790	6,678
22	21,017	508,059	62,963	1,020,401	1,575	25,078	385	4,990	396	5,435
23	14,976	312,924	60,821	991,976	1,302	22,617	394	4,748	331	6,169
24	14,113	305,724	58,420	946,249	1,274	21,918	277	4,305	924	7,870
25	13,182	268,586	56,940	898,056	968	18,307	325	4,694	600	5,178
26	12,016	220,030	55,761	841,067	922	16,204	293	3,873	536	4,770
27	12,086	226,799	53,692	787,245	880	14,902	287	3,654	469	3,489
累計	1,189,102	11,982,640	_	_	78,184	536,835	36,278	216,646	_	_

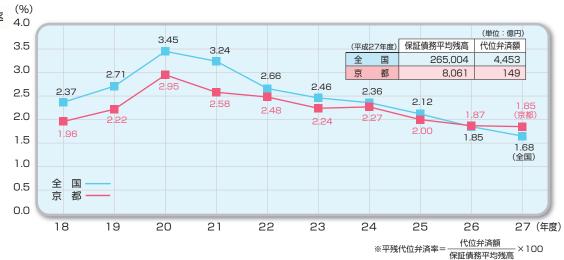
[※]求償権回収は元金の完済件数と実際回収額(元金)、求償権残高は帳簿残高

◆ 浸透率・代位弁済率・回収率

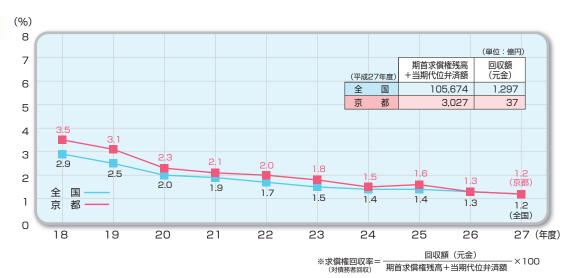
企業浸透率



平残代位弁済率



求償権回収率



一 平成27年度事業報告

◆ 貸借対照表

平成28年3月31日現在 (単位:円)

十成と0千0万01日現在			(半位・门)
借	方	貸	方
科目	金額	科目	金額
現金 預け金 有価証券 動産・不動産 保証債務見返 求償権 雑勘定 未収利息 未経過保険料 その他	71,084 42,944,753,699 62,175,440,000 1,061,123,345 787,245,218,496 3,488,723,703 2,103,757,313 66,641,398 2,027,306,873 9,809,042	基本財基金 基本	49,824,302,577 7,607,368,434 42,216,934,143 0 24,911,000,000 4,800,469,209 978,341,518 1,214,242,000 0 787,245,218,496 0 0 30,045,513,840 103,769,410 294,399,264 35,101,365 29,591,460,849
		未払保険料 未払費用	4,889,211 15,893,741
合 計	899,019,087,640	合 計	899,019,087,640

◆ 財産目録

平成28年3月31日現在 (単位:円)

資	産	負	債
科目	金額	科目	金額
現金 預け金 有価証券 動産・不動産 保証債務見返 求償権 雑勘定	71,084 42,944,753,699 62,175,440,000 1,061,123,345 787,245,218,496 3,488,723,703 2,103,757,313	責任準備金 求償権償却準備金 退職給与引当金 損失補償金 保証債務 求償権補てん金 借入金 雑勘定	4,800,469,209 978,341,518 1,214,242,000 0 787,245,218,496 0 0 30,045,513,840
合 計	899,019,087,640	合 計	824,283,785,063
		正味財産	74,735,302,577

用語解説

■借方 現金・預け金 現金・預け金 金融機関へ預託しています。 有価証券 有価証券 代位弁済の支払準備資産と して社債・地方債等を保有し ています。 動産·不動産 求償権 経理上の求償権は、代位弁済した 金額から回収金および日本政策 金融公庫からの保険金並びに、地 方公共団体からの損失補償金の 求償権 受領額等を控除した額です。 未経過保険料 当年度中に日本政策金融公 庫に支払った保険料のうち、 未経過保険料 次年度にかかる部分を計上 しています。

その他

その他

■貸方 基本財産 株式会社の資本金に相当する 基本財産 ものです。 制度改革 制度改革促進基金 促進基金 国が実施する施策の円滑な 導入・促進を図るためおよ び中小企業者が必要とする 事業資金の融通を円滑にす 収支差額 るため、協会の経営基盤を 変動準備金 強化することを目的とした 基金です。 収支差額変動準備金 責任準備金 収支差額に欠損が生じる場 合や、急激な保証の増大等 により基本財産の増強が必 求償権償却 要となった場合には、これを 準備金 取り崩して、協会経営が不 安定になることを防ぐため 退職給与引当金 の利益性の準備金です。 損失補償金 求償権補てん金 借入金 未経過保証料 未経過保証料 受入保証料のうち当該決算 期間の未経過分(次年度以 降にかかる保証料)を計上 未払保険料 します。

※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は 同額のため、この表からは除いてあります。

平成27年度事業報告

◆ 収支計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位:円)

支	出	収	入
科目	金額	科目	金額
経常支出 業務費 借入金利息 信用保険料 責任共有負担金納付金 雑支出	6,370,694,067 2,087,903,336 0 4,183,992,177 97,718,052 1,080,502	10,405,459,683 8,651,862,671 61,585,316 733,135,147 10,057,080 79,574,749 798,527,000	
経常収支差額	4,034,765,616	推収入 	70,717,720
経常外支出 求償権償却 雑勘定償却 退職金 責任準備金繰入 求償権償却準備金繰入 その他支出	20,911,868,135 15,091,844,570 38,784,838 2,428,000 4,800,469,209 978,341,518 0	経常外収入 償却求償権回収金 責任準備金戻入 求償権償却準備金戻入 求償権補てん金戻入 保険金 損失補償補てん金 その他収入	20,093,560,900 395,784,964 5,102,204,030 1,115,094,290 13,480,434,602 11,937,477,982 1,542,956,620 43,014
経常外収支差額 制度改革促進基金取崩額 収支差額変動準備金取崩額 当期収支差額 収支差額変動準備金繰入額 基本財産繰入額	-818,307,235 36,044,000 0 3,252,502,381 1,090,000,000 2,162,502,381		

用語解説

■支出

業務費

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信 用保険料です。

(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未払保険料-前期末未払保険料-当期末未経過保険料を計上しています。)

責任共有負担金納付金

当年度受領した責任共有負担金 のうち、日本政策金融公庫への納 付額を計上しています。

求償権償却

年度未求償権のうち回収不能となった求償権を償却した額や、当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払い資金)として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。(洗替え方式)

求償権償却 準備金繰入

協会資産の健全性を保つ観点から、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています(洗替え方式)。

当期収支差額

全額基本財産(収支差額変動準備 金を含め)に組入れ、当協会が健 全な経営を行い、公共的使命を果 たしていくうえで必要不可欠な基 本財産の充実に当てています。 借入金利息

信用保険料

経常支出

責任共有負担金納付金

その他

求償権償却

責任準備金繰入

求償権償却 準備金繰入

その他

当期収支差額

■収入

保証料

預け金利息等

経常収入

責任共有負担金

その他

責任準備金

戻入

求償権償却

準備金戻入

経常外収入

1//

保証料

決算書上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額です。

(前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料を計上しています。)

預け金利息等

金融機関に預け入れた預託金 の受取利息と、社債・地方債等 の有価証券利息配当金です。

責任共有負担金

責任共有制度において負担金 方式を選択している金融機関 が保証利用実績等に応じて協 会に納める負担金を計上して います。

求償権補てん金戻入

代位弁済により日本政策金融 公庫から受領した保険金と地 方公共団体等から受領した損 失補償金からなっています。

求償権 補てん金 戻入

その他

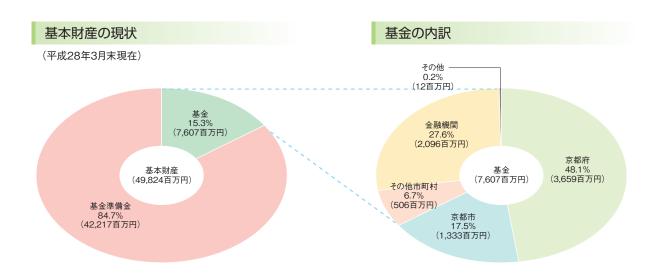
制度改革促進 基金取崩額

制度改革促進基金 取崩額

部分保証にかかる代位弁済に よる損失等を補うために、制度 改革促進基金を取崩すことが できることとなっています。

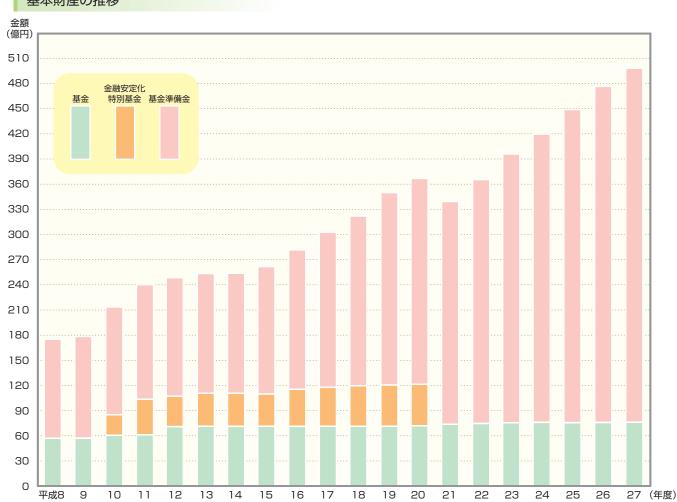
平成27年度事業報告

◆ 基本財産の状況



(注)1.基金準備金は協会の収支差額(収支差額変動準備金を控除後)の累積額。 2.京都府分には国からの基金補助金1,662百万円を含む。

基本財産の推移



広報活動

当協会では、皆様により一層ご利用していただくために、顔の見える信用保証協会を目指して、広報活動の 充実に努めています。

ホームページによる情報発信

ホームページを一部リニューアルし、金融機関専用ページや当協会が積極的に取り組んでいる経営支援サービスの紹介ページを設けました。

「創業バリューアップサポート」制度の紹介や創業に関するリーフレット等の掲載など創業支援に特化したページも 追加しています。

今後も、皆様のお役に立つ情報を随時更新いたしますの で、ぜひご活用下さい。

http://www.kyosinpo.or.jp/



各種広報物の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」、四半期毎に「保証季報」を発行し、府および市町村、商工会・ 商工会議所等に配布しています。

平成27年度より京都嵯峨芸術大学との産学連携プロジェクトとして「保証月報」表紙の作画を依頼しており、「京の花めぐり」をテーマに、12人の学生が描き上げた季節の花々が表紙を飾りました。





オリジナルノベルティの作成

京の和風焼き菓子「焼き松風」を製造販売する企業に依頼し、当協会オリジナル「意匠松風」ノベルティが完成しました。

これまでにも、"風呂敷"や"にほひ袋"など当協会をご利用いただいている地元企業とのコラボレーションに てノベルティを作成してきました。

今後も"京都ならでは"のノベルティを使って、当協会をPRしていきます。





報道機関へのニュースリリース

当協会では、事業概況や特別相談窓口の設置、並びに保証制度の取扱い状況等について、タイムリーに新聞社等に対して情報提供を行い、広範囲な広報に努めています。



平成28年4月27日 に、設備投資などの動 国人)需要などを背景 え要件の緩和も進ん 533億円。急増する 製造業が4・6%増の とが要因という。 し、利用が広がったこ 月に京都府と京都市が 増加に転じた。 昨年4 円となり、7年ぶりに ・1%増の2267億 なった。 年度の事業概況は、保 26日発表した2015 協調融資制度を拡充 で融資金利が最大年の 承諾額 6浮低下し、借り換 協調融資制度の改正 業種別の承諾額は 京都信用保証協会 5億円、建設業は4・ 業は7・7%増の25 きが強まり、サービス 協調融資 7 车 Š 和用好調 O・5%に引き下げた 済は、倒産件数が低水 率を年1・0%から同 融機関に支払う代位弁 効果で、承諾額が75・一準で推移していること 市の融資に対し保証料 ŋ 創業関連では、 增 だ 15年度概況 債務を肩代わりして金 割合が多かったことか 伸びにつながった。 ・4%減の7872億 6%増となり、 既存融資の借り換え ため承諾額は横ばい 人数も減少している 需要は依然低調で、法 がるとみる一方、資金 9億円と6年連続で縮 度の利用が引き続き広 本年度は協調融資制

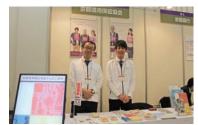
ビジネスフェアへの出展

平成27年10月14~15日に「中信ビジネスフェア2015(主催:京都中央信用金庫、中信サクセスクラブ)」、平成28年2月18~19日に「京都ビジネス交流フェア2016(主催:京都府、公益財団法人京都産業21)」がそれぞれ京都パルスプラザ(京都府総合見本市会館)で開催され、当協会も出展しました。

各ビジネスフェアでは、デジタルサイネージや各種リーフレット等により、当協会の創業支援や経営支援の取組み等についてご案内しました。



(中信ビジネスフェア2015)



(京都ビジネス交流フェア2016)

会議・研修に講師を派遣しました

平成27年8月10日TKC近畿京滋会主催「7000プロジェクトキックオフ大会金融機関交流会」に嵯峨専務理事、平成27年9月15日近畿税理士会研修「顧問先・中小企業を守る最後のチャンス…かも」に上原業務部長が講師として参加しました。

当協会が積極的に取り組むオール京都による「統合型中小企業支援」などを紹介するとともに、関係機関との認識の共有及び連携強化を図ることができました。



(TKC近畿京滋会交流会)



(近畿税理士会研修)

海外視察研修を受け入れました

平成27年12月2日、公益財団法人太平洋人材交流センターが行う海外視察研修の受入れを行いました。海外視察研修の受入れは、平成15年以降続いており、今回で13回目となります。

今回は、アフリカ地域を中心に9か国10名の研修員が来協され、信用補完制度について熱心に学ばれました。





信用補完制度について

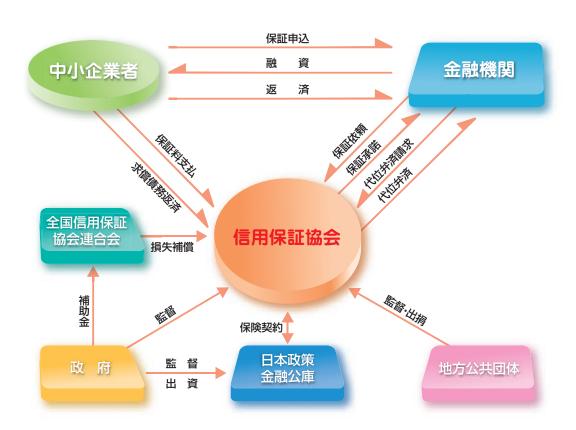
信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づき設立された特殊法人です。中小企業者等の方々に対して、金融上の「公的な保証人」となって中小企業者と金融機関を結ぶ「架け橋」になり、資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業を支援する役割を担っています。

信用保証協会は、このような機能・役割を果たすべく、中小企業者の信用力を引き出し、発展させるため、 綿密な調査・審査を行い、当該企業の信用力に合った保証の推進に努めるとともに、中小企業者の経営や金融 の相談等に応じています。

現在、信用保証協会は各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会、全国であわせて51協会が設けられています。

◆ 信用補完制度のしくみ

信用補完制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と、信用保証協会、 日本政策金融公庫の二者から成り立つ信用保険制度の総称です。



□ 信用保証制度のしくみ



- ①~② 中小企業者から保証付融資の申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③ 信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾(保証書発行)します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関 は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わり借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求 信債務の返済をします。

2 信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%~90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

// 信用保証の概要

◆ 保証対象となる方

○所在地

京都府内において事業を行っている中小企業者で、次の方が対象となります。

- ・個人の場合は、住居または事業所のいずれかが府内にあるもの
- ・法人の場合は、府内に本店または事業所を有するもの

○企業規模

資本金または常時使用する従業員のいずれかが、次の条件を満たしていれば対象となります。

	業種	資本金	従業員数
製造	貴業等(運送業、建設業を含む)	3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売	吉業	1 億円以下	100人以下
小売	吉業	5千万円以下	50人以下
サ-	- ビス業	5千万円以下	100人以下
	ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5 千万円以下	200人以下
医报	奈法人	_	300人以下

ただし、次の方は、対象から除かれています。

- ① 農業(園芸サービス業を除く。)、林業(素材生産業および素材生産サービス業を除く。)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業および保険サービス業を除く。)、その他信用保証協会において不適当と認められる業種を営む方
- ② 許認可等を要する業種を営む方で、許認可等を受けていない方
- ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けている方
- ④ 手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能後、6か月以上経過していない方
- ⑤ 代位弁済を受け、その求償債務を完済していない方
- ⑥ 求償債務の連帯保証人となっている方
- ⑦ 延滞など正常でない保証取引中の方
- ⑧ 延滞など正常でない保証取引の連帯保証人となっている方
- ⑨ ③~⑧の方が代表者となっている法人
- ⑩ ③~⑧の法人代表者の方

反社会的勢力は信用保証の対象となりません。

◆ 保証限度額

個人・法人	2億8,000万円(無担保保証8,000万円含む)
組合	4億8,000万円(無担保保証8,000万円含む)

国の施策による特別の資金を対象とした保証(特別保証)では、上表とは別に制度ごとの限度額が定められています。

◆ 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。

次のような資金は対象となりません。

- (1) 生活資金、投機資金
- (2) 転貸資金(組合転貸資金を除く。)
- (3) 金融機関から直接借入れた資金を返済するための資金(旧債振替資金)(協会が認めた場合を除く。)

◆ 保証期間

運転資金 5年

設備資金 7年

- ●運転資金は、企業の収益性、資金繰り状況等からみて、特に必要と判断される企業については、7年まで延長することができます。
- ●設備資金は、7年以内で法定耐用年数内の期間設定を基本とします。ただし、法定耐用年数が7年を超える 動産設備については10年まで、不動産設備については15年まで延長することができます。
- 注)地方公共団体および金融機関が設けている特別融資制度ならびに協会制度で、独自に期間を定めているものについては、各々の制度で定めている期間によります。

◆ 連帯保証人

平成18年4月より原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

次のような方は連帯保証人になっていただく場合があります。

- ・実質的な経営権を有している方
- · 営業許可名義人
- ・同一事業に従事する配偶者
- · 事業承継予定者 等

組合の場合は原則として代表理事のみ連帯保証人としますが、個々の実情に応じ他の理事を連帯保証人とする ことができます。なお、転貸資金については、代表理事の他、転貸先組合員を連帯保証人とします。

◆ 担 保

必要に応じて担保を提供していただきます。担保物件は、原則として不動産、有価証券および流動資産(売掛 債権・棚卸資産)です。

〈不動産担保として好ましくないもの〉

- ・市街化調整区域内の不動産
- ·農地、山林
- ・遠隔地(ただし、近畿一府四県、三重県および福井県に所在するもので日帰り可能な地域のものは除く。)
- ・換価・評価困難なもの(進入路のない土地、袋地、不整形地で用途に制限のあるもの、道路、坂道の法、 崖および傾斜地等。)

信用保証の概要

◆ 責任共有制度

責任共有制度について

平成19年10月、保証協会の保証付融資について、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的とした『責任共有制度』が導入されました。

信用保証協会と金融機関との関係

責任共有制度には、「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関の取扱いは、そのいずれかになります。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

【負担金方式】

金融機関の過去の制度利用実績(代位弁済率等)に基づき一定の負担金を支払う方式

負担金=保証債務平均残高 (X期) × 代位弁済額 (Y期) -不動産担保回収に関する額 (Y期) 保証債務平均残高 (Y期) ×20%

※1:X期は、原則として半期。なお、当該平均残高は、平成19年10月以降に保証協会が申込受付し、保証承諾したものに限る。 ※2:Y期は、X期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、制度利用実績率を構成する数値は、いずれも平成19年7月 以降に申込受付し、保証承諾したものに限る。

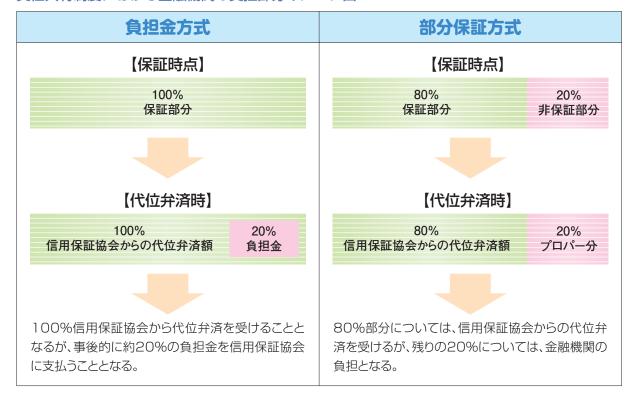
【部分保証方式】

金融機関が行う融資額の一定割合(80%)を保証する方式

保証金額=貸付金額×80%

中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の方式選択にかかわらず、80%の部分保証です。

責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図



責任共有制度の対象となる保証制度

原則としてすべての保証制度が責任共有制度の対象となります。 なお、対象から除かれる主な保証は次のとおりです。

【対象外の主な保証制度】

- ・経営安定関連保険(セーフティネット)第1号〜第6号にかかる保証
- ・創業等関連保険、創業関連保険にかかる保証
- ・特別小口保険にかかる保証(NPO法人を除く)
- · 小口零細企業保証(下記参照)
- · 東日本大震災復興緊急保証
- ・経営力強化保証、事業再生計画実施関連保証 (保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る)

小口零細企業保証の概要

責任共有制度の導入に併せて小規模事業者向けに設けられた全国統一保証制度です。

なお、保証限度額は、お客様の信用保証協会保証付融資残高(根保証の場合は融資極度額、部分保証の場合 は融資額)により決まります。

ご利用いただける方	従業員数20人以下(商業またはサービス業(宿泊業および娯楽業を除く)の方は従業 員数5人以下)
保証限度額	1,250万円 ※既に利用中の信用保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で、 1,250万円の範囲内
資金使途 保証期間等	運転資金 原則として5年以内 設備資金 原則として7年以内
貸付形式	証書貸付、手形貸付(根保証形式のものは除く)

信用保証の概要

◆ 信用保証料

信用保証料は、信用保証委託の対価としてお支払いいただく信用保証協会独自のものであり、金利・手数料等とは性格の異なるものです。

なお、信用保証料のほかは、調査料・相談料・用紙代など一切いただきません。

信用保証料率

信用保証料率は、中小企業者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階(基準料率)となります。最終的な信用保証料率は、個別に中小企業者の定性要因(非財務要因)を加味して決定します。

保証料率の決定に当たっては、CRD(中小企業信用リスク情報データベース)のリスク評価モデルを利用します。

※CRDとは平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された一般社団法人 CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。 (年率:%)

	区分			2	3	4	(5)	6	7	8	9
一般保証	責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	
	特殊保証(注)	責任共有保証料率	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
		責任共有外保証料率	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

(注) 特殊保証料率は、極度保証(割引)、当座貸越(貸付専用型) 根保証および事業者カードローン当座貸越根保証に適用します。

【定性要因による割引】

基準料率から以下の定性要因を加味して料率の割引をします。

(1) 中小企業会計割引…0.1%の割引

国が推進する「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠して決算書を作成し、税理士等が確認している中小企業者*1、または保証申込時、会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類を提出した中小企業者*2

- ※1 責任共有制度対象かつ料率弾力化された保証(特定社債保証および一括支払契約保証を除く)が対象です。
- ※2 一括支払契約保証を除く保証が対象です。

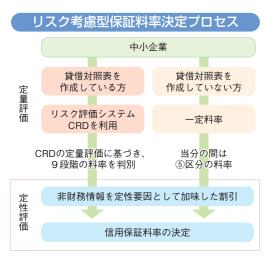
(株式会社・特例有限会社・合名会社・合資会社・合同会社・士業法人が対象です。)

- (2) 有担保割引…0.1%の割引
 - 有担保保証を利用する場合

※セーフティネット保証など適用しない制度もあります。

(3) 応援隊割引…0.1%の割引(「小規模企業おうえん資金 ベース枠」については0.2%の割引)

京都府「商工会等連携経営改革支援制度」による経営 支援を受け、京都府および京都市の制度融資(「一般資 金」、「小規模企業おうえん資金」、「あんしん借換資金(経 営力強化保証制度を除く。)」に限る。)を利用する場合



信用保証料の計算式

一括返済の場合

保証期間

保証料 = 貸付金額 × 保証料率 ×

12か月(365日)

均等分割返済の場合

保証期間

12か月(365日) × 保証料 = 貸付金額 × 保証料率

分割返済回数別係数



返済回数	2~60	7~12回	13~24回	25回以上
分割返済回数別係数	0.70	0.65	0.60	0.55

分割返済回数別係数とは、分割返済により年々その残高が減少することを考慮し、保証料を割引くための掛け目のことです。

主な融資制度の保証料率

災害対策

緊急資金

開業・経営承継

支援資金

推 進 業 活 力

京都府・京都市の協調融資制度において、下表のとおり基準料率から一部引き下げた料率設定を行い、保証 料率が高くなる中小企業者の負担軽減を図っています。

	(低) ← 経営内容の指標) ー									→ (i	高			
													(年	率:%)
			区分			1	2	3	4	(5)	6	7	8	9
			共有保証			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
		責任	共有外保	証料率		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
支援融資		一般資金(無担保)			1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	小規模企業			ベー	ス枠	1.80	1.60	1.45	1.25	1.10	1.10	0.90	0.70	0.50
	おうえん資金		ス	テップ	アップ枠	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
				も上減り	>等(無担保)	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45
経	+ / 1 /	あんしん 借換資金	保証制度 経営力強化		責任共有	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
経営あれ			制強度化		責任共有外	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50
んしん		〔セーフティネット枠〕			ィネット枠〕				-フティ -フティ					
$\overline{}$			-	-般枠	(無担保)	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45
セーフ	中小企業 下支え資金		セーフティネット保証枠		0.90 (セーフティネット保証 1 ~ 6 号) 0.75 (セーフティネット保証 7 ・ 8 号)									
フテ	「乂ん貝並	経	営改善		責任共有					0.75				
1		サポー	- 卜保証枠		責任共有外					0.90				
ネッ			長期資金		一般枠(無担保)	1.55	1.35	1.20	1.00	0.85	0.85	0.80	0.60	0.45
<u>}</u>	中小企業		類フォロ アップ資	金	一般枠	1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
融資	融 再生支援資金		長期資金 期フォロ アップ資] —	セーフティネット 保証枠				-フティ -フティ					

事業転換・多角化 (無担保) 1.65 | 1.50 | 1.35

1.65

1.65

1.50 | 1.35 | 1.15 | 0.95 | 0.95 | 0.80 | 0.60 | 0.45 部分について、保証料率を引き下げています。)

1.50 1.35 1.15 0.95 0.95 0.80 0.60 0.45

1.15 | 0.95 | 0.95 | 0.80 | 0.60 | 0.45

1.60 | 1.45 | 1.30 | 1.10 | 0.90 | 0.90 | 0.70 | 0.50 | 0.35

0.90 (セーフティネット保証 1 ~ 6 号) 0.75 (セーフティネット保証 7 ・8 号)

0.50 (創業等)

0.50 (創業関連)

一般枠(無担保)

セーフティネット保証枠 開業一般型

開業支援型

経営承継一般型 (無担保)

経営承継支援型 (無担保)

[◆]有担保保証の場合は割引保証料率が適用されるものがあります。

信用保証の概要

◆ 主な保証制度

(平成28年7月現在)

制度名	保証限度(1企業者あたり)	保証期間	保証料率 (年率)
普通保証 通常の事業資金をお求めの方に…	[一般保証] 個人·法人 2億円 組合 4億円 〔無担保保証〕8,000万円	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	年0.45%~年1.90% (責任共有保証料率を記載しています)
極度保証 継続的に割引・手形貸付を お求めの方に…	〔一般保証〕 個人·法人 2億円 組合 4億円 〔無担保保証〕8,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	2年以内	手形貸付 年0.45%~年1.90% 割引 年0.39%~年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)
当座貸越(貸付専用型) 根保証 当座貸越により反復・継続的な資金を お求めの方に…	2億8,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間 もしくは 2年間	年0.39%~年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)
事業者カードローン 当座貸越根保証 時間・場所に制約されず、簡易な資金 調達をお求めの方に…	2,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間 もしくは 2年間	年0.39%~年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)
長期経営資金保証 大口の資金を超長期でお求めの方に…	2億円 (〔一般保証〕の枠内)	運転資金 5年以上15年以内 設備資金 5年以上20年以内	年0.45%~年1.90% (責任共有保証料率を記載しています)
中小企業特定社債保証 直接金融により資金調達の多様化を…	4億5,000万円 保証割合は80%	2年以上 7年以内	年0.45%~年1.90%
流動資産担保融資保証 売掛債権または棚卸資産を活用して 資金調達を…	2億円 保証割合は80%	1 年間 (個別保証の場合は 1年以内)	年0.68%
創業等関連特別保証 創業を目指す方に…	1,500万円 (〔無担保保証〕の枠内)	10年以内	年1.00%
事業承継円滑化保証 円滑な事業承継のために…	〔一般保証〕2億円 〔無担保保証〕8,000万円	設備資金 15年以内	年1.15%

[※]保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。

◆ 主な京都府・京都市協調融資制度

(平成28年7月現在)

	制度名(対象者)	融資期間	融資限度額		融資利率 金利優遇 制度	
支援融資	一般資金 (中小企業者・組合)	運転・設備 10年以内	有担保 無担保 8,00	2億円)0万円	(取扱金融機関が 定める固定金利)	0.2% 引下げ
(セーフテ)経営	小規模企業		ベース枠1,250万円 【小口零細企業保証】 (保証協会の全ての保証付 融資残高を含み1,250万円) 事業実績 6か月以上		年1.2%	
ィネット) 融資	おうえん資金 (小規模企業・小規模組合)	運転・設備 10年以内	ステップアップ枠 1,250万円 (一般枠の無担保保証 8,000万円の範囲内)	1年未満 の方は 合計500万円	年1.7%	年1.5%

	制度名(対象者)		融資期間		融資限度額		融資利率 金利優遇 制度	
	あんしん借換資金	緊急枠 (売上減少等の中小企業者・組合) H29.3末まで	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円		年1.8%		
経営あんしん(セーフティネット)融資		経営力強化保証制度 (認定経営革新等支援機関等の支援 を受ける中小企業者・組合)	運転5年以内 設備7年以内 借換10年以内		有担保 2億円 無担保 8,000万円		年1.8%	
		セーフティネット枠 (セーフティネット保証の 中小企業者・組合) H29.3末まで	運転・設備 10年以内	【経営安定特別保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円 無担保無保証人1,250万円 (小規模企業者等) (別枠のすべての保証付融資 残高を含み1,250万円)		年1.2% 借換の場合 年1.8%		
	中小企業下支え資金 (認定経営革新等支援機関の 支援を得て、企業サポート委 員会の検討に基づき経営改善 計画を作成または決定した中 小企業者・組合)		運転・設備 10年以内 (ただし、特に必要と認め られた場合は15年以内)	有担保 2億円 無担保 8,000万円		セースま年期に正満の別様のでは、大きのでは、たらのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいは、はいは、はいは、はいは、は	金融機関の 所定利率	
	中小企業再生支援資金 (再生に強い意志を持ち、取扱金融機関又は京都府中小企業再生支援協議会の支援を得て再生計画を作成した中小企業者・組合等) 災害対策緊急資金 (府・市が指定した災害等により被害を受けた中小企業者・組合)		<長期資金> 10年以内 (ただし、特に必要と認め られた場合は20年以内)		2億円	セーフティ ネット保証 認定を受け た方は別枠	金融機関の 所定利率	
			<短期フォローアップ資金> 日本以内	無担保 8,000万円 利		利用可		
			運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円		セーフティ ネット保証 認定を受け た方は別枠 利用可	年0.9%	
産業活力推進融資				開業一般型	【創業等関連特別保証】 1,500万円 事業開始・分社化から6か月未 満の場合は自己資金の範囲内			
		開業・経営承継 支援資金 (創業者・経営承継者)	運転・設備 10年以内	開業支援型	【創業関連特別保証】 1,000万円 【支援創業関連特別保証】 1,500万円 【事業転換・多角化】 1,500万円 取扱金融機関独自融資との協調要件(A)の場合は、独自融資での借入額の範囲内		年1.2% (開業支援型・経営承継 支援型ともに、 (A)は取扱 金融機関が定める固定金 利)	
				経営承継一般型	【経営承継関連特別保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円			
					有担保 2億円 無担保 8,000万円 取扱金融機関独自融資との協 調要件(④)の場合は、独自融 資での借入額の範囲内			

// コンプライアンス態勢

当協会は、府内中小企業金融の円滑化という社会的使命を担う公共性の強い機関であり、決定や行動において各種法令を遵守しているか、また、社会規範に照らし正しいものであるかを常に検証し、コンプライアンスを基本としたより健全で透明性の高い業務運営が求められています。当協会では、コンプライアンス態勢の推進に取り組み、中小企業者をはじめとする関係機関の皆様から揺るぎない信用と信頼を得られるよう努めて参ります。

◆ コンプライアンスの基本方針

●公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、中小企業の金融の円滑化に努め、地域社会の発展に貢献していくため、公正かつ公明で誰からも信頼され、くもりのない健全な業務運営を通じて「揺るぎない信頼」の確立に努めます。

●質の高い信用保証サービス

経営の合理化・効率化に努め、中小企業者や社会のニーズに対応した、質の高い信用保証サービスを提供すべく、更なる高度な専門的知識の習得と俊敏な行動等による役職員全員のたゆまぬ努力と創意工夫を活かして、地域経済の発展に貢献します。

●法令やルールの厳格な遵守

協会職員として業務上守るべき法令及び諸規程等(信用保証協会法、施行令、施行規則、定款、業務方法書、内部諸規程、各関係機関との諸契約等)を遵守します。また、職場の内外を問わず品位ある行動に努め、一般人として守るべき法令(民法、刑法、労働基準法、男女雇用機会均等法、交通法規等)及び社会的規範を遵守します。

●反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力等からの不当な介入・要求には毅然たる態度で臨み、不当な要求は断固拒否します。反社会的勢力の介入(不当要求行為)に対しては、担当者または現場だけの判断とせず、組織全体で一致団結し取り組みます。

●地域社会に対する貢献

地域社会からの信頼を得、地域での存在感を高めるため、地域とのコミュニケーションを深め、信用保証協会の役割、経営等について理解を求めて参ります。また、「信用保証」を通じ、地域に密着した事業活動を展開し、各地方・地域の産業・経済の安定化・活性化および発展に貢献し、地域社会から必要不可欠な機関として受け入れられるよう努めます。

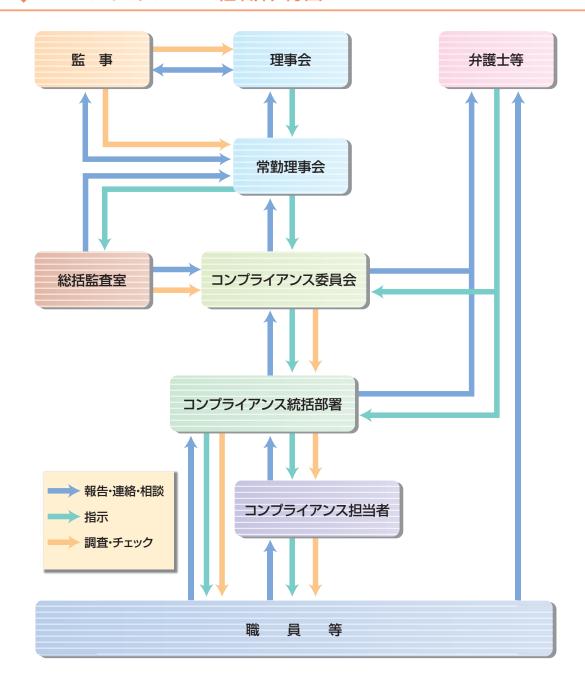
◆ コンプライアンスの取組みについて

コンプライアンス態勢推進の取組みとして、全役職員にコンプライアンス関連マニュアル・規程集を配布し、 一人ひとりが法令等の遵守を常に心がける協会風土とするべく研修・啓発活動を実施しております。

平成27年度においては、外部講師による全体研修のほか、各職場においても定例の勉強会を実施するなど、 積極的な取組みを行いました。

これからも一層のコンプライアンス態勢の徹底強化を図って参ります。

◆ コンプライアンス組織体制図



コンプライアンス態勢

◆ 個人情報保護宣言

当協会は、信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が 金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協 会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱い について、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めて参ります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。 なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個 人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の 1. 「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に 公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用 いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者に は提供・開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と 認められる目的以外には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行なわれるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

5. 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) ご請求の方法は、当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人 確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知に係る料金につきましては、別に定めるところによるものといたします。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。 調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- (2) お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- (3) お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (4) 上記6.7.の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の求めに応じる手続に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

住 所: 京都市右京区西院東中水町17番地(西大路通り五条下がる) 京都府中小企業会館内

≪手続に関する質問窓□≫≪相談・苦情窓□≫

部 署 名:京都信用保証協会総務部 業務部 管理部

電話番号: 075(314)7223 075(314)7221 075(314)7225

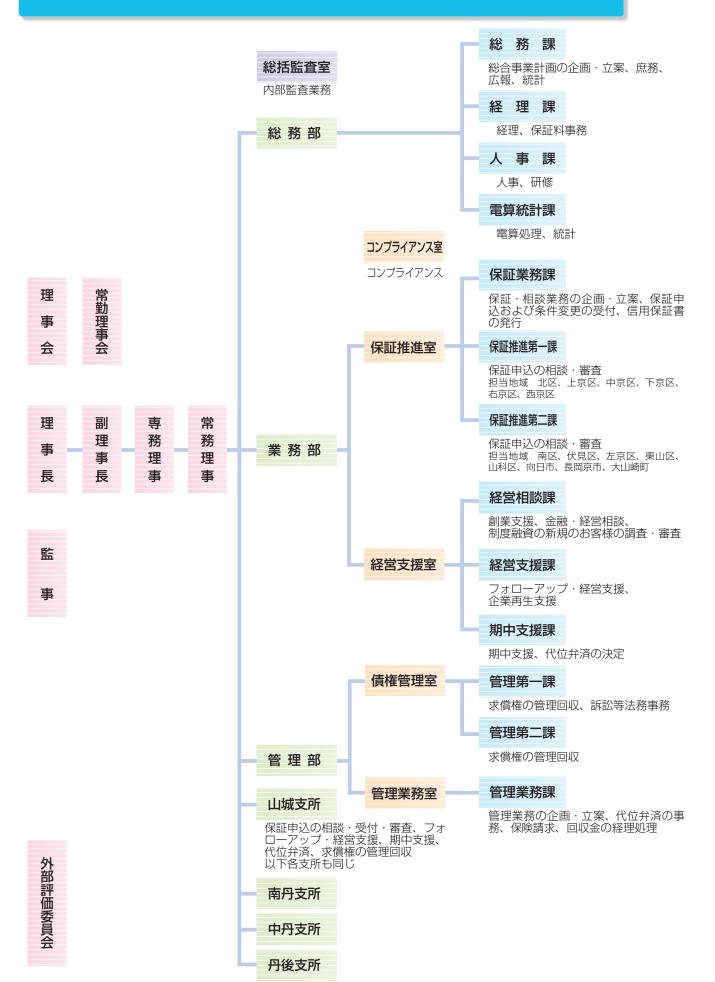
ホームページ:http://www.kyosinpo.or.jp/

役員構成

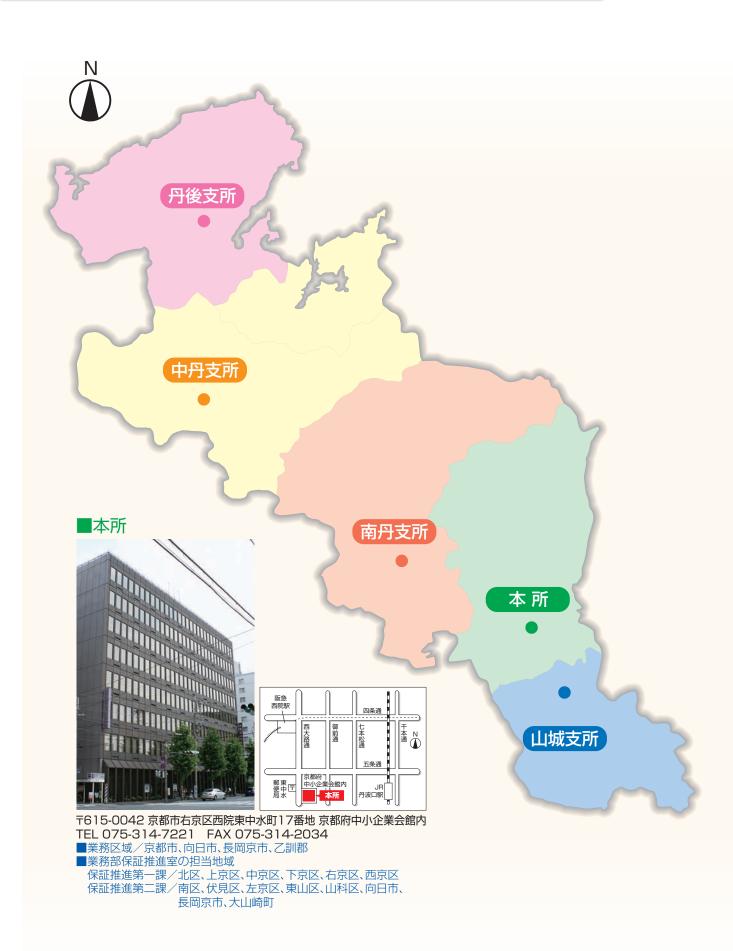
(平成28年7月21日現在)

					(平成28年7月21日現在)
理 事 長	麻	生		純	
副理事長	森	井	保	光	
専務理事	嵯	峨	哲	夫	
常務理事	上	原	裕	史	
理 事(非常勤	兒	島	宏	尚	京都府商工労働観光部長
理 事(非常勤	井	上	重	典	京都府議会農商工労働常任委員長
理 事(非常勤	村	上	圭	子	京都市産業戦略監(産業観光局長)
理 事(非常勤	西	野	佐矢	口子	京都市会経済総務委員長
理 事(非常勤	山	本		正	京都府市長会監事
理 事(非常勤	汐	見	明	男	京都府町村会長
理 事(非常勤	土	井	伸	宏	京都銀行協会会長
理 事(非常勤	増	田	壽	幸	京都信用金庫理事長
理 事(非常勤	白波	瀬		誠	京都中央信用金庫理事長
理 事(非常勤	森	屋	松	吉	京都北都信用金庫理事長
理 事(非常勤	富	家	政	彦	商工組合中央金庫京都支店長
理 事(非常勤	渡	邉	隆	夫	京都府中小企業団体中央会会長
理 事(非常勤	沖	田	康	彦	京都府商工会連合会会長
理 事(非常勤	超	野	益	巳	京都商工会議所 中小企業活性化委員会委員長
監事(非常勤	中	野	淑	夫	公認会計士
監事(非常勤	田	中	彰	寿	弁護士
監事	木	村	賢	=	

組織機構図



本所・支所のご案内



■**丹後支所** 業務区域/宮津市、京丹後市、与謝郡

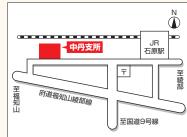




〒629-2503 京丹後市大宮町周枧2226番地3 TEL 0772-68-0601 FAX 0772-68-0613

■中丹支所 業務区域/福知山市、綾部市、舞鶴市

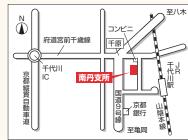




〒620-0804 福知山市石原2丁目24番地 TEL 0773-27-6156 FAX 0773-27-6158

■南丹支所 業務区域/亀岡市、南丹市、船井郡





〒621-0052 亀岡市千代川町千原2丁目6番11号 TEL 0771-22-1041 FAX 0771-22-6737

■山城支所(平成28年4月1日名称変更)

業務区域/宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡、綴喜郡、久世郡





〒611-0033 宇治市大久保町上ノ山37番地の3 TEL 0774-43-8822 FAX 0774-43-8899

平成28年4月1日付で宇治支所を旧事務所から道路を隔てた東側に移転しました。

京都府南部・山城地域の「総合的支援機関」の拠点として、今回の事務所移転を機にさらなる支所機能の充実・強化に努めてまいります。

中小企業者の方々からの金融相談だけでなく、経営上の相談にも"じっくり"対応できる体制を整えています。本所または最寄りの各支所まで、お気軽にご相談ください。



http://www.kyosinpo.or.jp/